令和9年度
施設型給付費支給認定・保育所利用の申し込みについて（新規申し込み）



1　施設型給付費支給認定

◎保育所の利用を希望する保護者の方に、利用に際して**支給認定**を受けていただきます。（申し込みと同時に認定を行います。）

【認定区分】

年　齢	保育の必要性	支給認定区分	保育時間	有効期間
満３歳以上	あり	**２号認定**	保育標準時間 または 保育短時間	小学生まで
満３歳未満	あり	**３号認定**	保育標準時間 または 保育短時間	３歳の誕生日の前々日まで

※1号認定は幼稚園を利用する場合です。申込は各幼稚園にお問い合わせください。
※認定の有効期限は、保育を必要とする事由などに変更がない限り継続します。

◎保育時間の区分（就労時間４８時間以上の下限があります）

【就労時間や世帯状況による「保育の必要量」の認定について】

保育時間区分	月の就労時間	施設利用可能時間	内容
保育標準時間	120時間以上	最長11時間/日 （7：30～18：30）	フルタイムを想定した利用
保育短時間	48時間以上 120時間未満	最長８時間/日 （8：30～16：30）	パートタイムを想定した利用

注意1) 保育所は、原則として保育が必要な時間帯の利用となります。
仕事がない日（時間帯）は、お子さんと一緒に過ごしましょう。

注意2) 保育短時間は8：30～16：30までの認定になりますが、パートタイム等でもこの時間を超えてしまうことが想定される場合には保育標準時間で認定することもできます。

注意3) 「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やＤＶのおそれがあること」の事由は保育標準時間、「求職活動」「育児休業取得時の継続利用」の事由は、原則、保育短時間になります。

2　保育所の申し込み

提出書類・持参するもの

●申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定兼利用申請書）

●保育を必要とする事由の証明書（下記に詳細）

事　由	必要書類等
① 会社などに勤務している方、自営業の方	就労証明書（自営業は追加で開業届の写し）
② 妊娠中又は出産後間もない方(概ね８週)	母子手帳などのコピー
③ 疾病などの方	医師の診断書等
④ 疾病や障がいのある同居親族を常時介護または看護している方	医師の診断書等
⑤ 災害復旧にあたっている方	り災証明書、その他証明書
⑥ 求職中の方（入所期間３か月）	ハローワークカードの写し
⑦ 就学および職業訓練を受けている方	在学証明書など
⑧ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業取得証明書
⑨ その他	関係機関と連携し、必要に応じて書類を求める場合があります

※祖父母等、20歳以上65歳未満の方が同居している場合は、その方につきましても保育できない証明書類が必要になります。

●世帯全員分の個人番号カードか通知カード

●その他、必要に応じて提出を求める書類

3　個人番号（マイナンバー）について

「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」のために制度化され、マイナンバー制度では法律において、個人番号を利用することのできる事務として『「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」「子どものための教育・保育給付の支給の実施」に関する事務であって主務省令で定めるもの』が規定されています。

利用者のみなさまには個人番号を利用することで、申請等に係る添付資料を省略できるメリットがあります。申請書に個人番号を記載していただいていますが、個人番号を含む個人情報は適切に管理いたします。

◎申請書の提出の際に、本人確認が義務付けされているため、本人確認をいたします。（**番号確認は世帯主、身元確認は申請書の提出者**となります）

①個人番号カード（番号確認と身元確認）
②通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
③個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

のいずれかの方法で確認させていただきます。

4　利用者負担額（保育料及び給食費）について

令和５年度より、洞爺湖町に住民登録をしている児童を対象に、保育施設等の利用に係る「利用者負担額（保育料及び副食費）」の無償化を実施し、令和８年度より「主食（ごはん）」も保育所での無償提供を実施しており、ご負担はありません。

5　利用調整

利用承諾については、申請順ではなく、保育を必要としている理由や優先利用の必要性を審査し、利用承諾の順番を決定します。定員を超えるなどの理由で利用できない場合は「待機」となりますが、その年度内は審査が継続されますので、改めて手続する必要はありません。

ただし、待機中に民間認可外保育所や幼稚園に入園したなどの理由で、申請を取り下げる場合は、必ず担当課へご連絡ください。

6　洞爺湖町保育所の利用調整基準

保育所の利用定員を上回る応募があった場合は、あらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

【１】優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

（１）基本点数

洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い設定する。

① 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とする。

② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100 点」を合算して世帯の基本点数とする。

③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定する。

（２）調整点数

①保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点する。

（３）同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断する。

【２】基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160 時間以上就労している。(1 日8 時間以上かつ月20 日以上)
		90	月実働140 時間以上160 時間未満就労している。(1 日7 時間以上かつ月20 日以上)
		80	月実働120 時間以上140 時間未満就労している。(1 日6 時間以上かつ月20 日以上)
		70	月実働100 時間以上120 時間未満就労している。(1 日5 時間以上かつ月20 日以上)
		60	月実働 48 時間以上100 時間未満就労している。(1 日2 時間以上かつ月16 日以上)
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2 か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2 級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2 級、療育手帳A の交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3 級、精神障害保健福祉手帳3 級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月160 時間以上の保育が困難である。 （１日8 時間以上かつ月20 日以上完全看護が必要な場合）
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月100 時間以上の保育が困難である。 （１日5 時間以上かつ月20 日以上付添が必要な場合）
		50	入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。 （１日2 時間以上で月12 日以上付添が必要な場合）
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		30	求職中（就労先未定）である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120 時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月48 時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		－	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育休継続利用		－	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩その他		－	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

（注）

※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用する。

※ 就労時間には休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。（ ）内の1 日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とするものである。

※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。

【３】調整点数表

区　　分	内　　容	調整点数
① 保育の代替手段	65 歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児である場合	10
	育児休業後、復職時に申込みする場合	20
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神または身体に障がいを有している場合	10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
③ 就労状況	父母のうちいずれかが単身赴任	10
	通勤・通学時間が往復１時間以上の場合	10
④きょうだいの状況	既にきょうだいが保育施設等を利用していて同施設を希望する場合	10
	きょうだいが同時に申込みをする場合	5
	申込児童以外に申込みのない未就学児童（きょうだい）がいる場合	-10
⑤昨年度の保育状況	前年度通っていた保育所に継続入所希望する場合	100
	前年度通っていた保育所以外に継続入所希望する場合	80
	前年度２歳児で、同保育所に通っていた場合	100
	前年度、４月までに入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	50

【４】同一点数時の順位表

順位	内　　容
1	洞爺湖町民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市町村民税所得割額の低い世帯